

新潟県条例第29号

新潟県文化振興条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 文化の振興等に関する基本的施策（第9条－第27条）

第1節 文化の振興（第9条－第12条）

第2節 文化に親しむ環境づくり（第13条－第16条）

第3節 文化を育む人づくり（第17条－第21条）

第4節 文化を活用した地域づくり（第22条－第24条）

第5節 新潟県の特徴ある文化の継承及び発展等（第25条－第27条）

附則

新潟県は南北に広く、日本海に面し、長く変化に富んだ海岸美を有している。県境は壮大な山々に囲まれ、新潟平野を潤す信濃川や阿賀野川とともに、数多くの河川が日本海に注いでいる。さらに、佐渡島や粟島を有し、自然公園や温泉地も多く、風光明媚で豊かな自然と物産に恵まれている。

日本海から越後山脈にぶつかる季節風は雪を降らせ、積雪の多い山間部では1年の約半分もの間、雪との暮らしがある。

降り積もった雪は、雪国ならではの織物文化などをもたらし、雪解け水に育まれた大地は、米や日本酒などの豊かな食文化をもたらした。私たちは、雪を受け入れ、恩恵を受けながら独特の雪国文化を形成してきた。県内各地では、こうした気候や自然環境を生かした伝統工芸や地場産業が発達している。

また、本県には江戸時代以降、北前船によって海路から上方文化、陸路から江戸文化がもたらされ、本県で東西の文化が交わった。

明治元年には新潟港が日本海側で唯一外国と貿易を行う港として開港し、新しい文化を受け入れ、交流しながら発展してきた。

県内各地では、信濃川流域で発見された日本を代表する縄文土器である火焰型土器や、糸魚川周辺で産出され、縄文時代から古墳時代に宝飾品等として北海道から沖縄県まで広く流通した翡翠など、古来からの文化が伝えられてきたほか、佐渡島では、金銀山の繁栄とともに、全国各地から集まった人と物からもたらされた多様な文化を受け入れ、融合させて、能を始めとした独特の文化を根付かせてきた。

文化はいつの時代においても、人々の心に潤いや安らぎ、精神的な満足感をもたらし、心豊かに生活を送る上で重要な役割を果たしている。また、文化は人間の可能性を広げるとともに、世代や地域を超えた交流や活動の源泉として、活力のある地域社会を創る上で大きな役割を果たしていることから、このような本県の誇るべき文化を未来に継承し、さらに発展させていく必要がある。

ここに私たちは、県民一人一人が表現の自由の重要性を認識し、自主性と創造性を発揮し、地域に誇りと愛着を持ち、文化活動への参加や新たな文化の創造を通じて、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化の振興及び文化により生み出される価値の活用（以下「文化の振興等」という。）に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化の振興等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 文化の振興等に関する施策の推進に当たっては、県民一人一人が文化に関する活動（以下「文化活動」という。）の主体であるとの認識の下に、その自主性と創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化の振興等に関する施策の推進に当たっては、文化の多様性が尊重されるとともに、地域において多様な文化の共存が図られるように配慮されなければならない。

3 文化の振興等に関する施策の推進に当たっては、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、県民がその年齢、障害の有無、経済的な状況、居住する地域等にかかわらず、等しく文化を鑑賞し、及び創造し、並びに文化活動に参加することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化の振興等に関する施策の推進に当たっては、県民が、文化に対する関心と理解を深め、郷土への誇りと愛着を育むことができるよう配慮されなければならない。

5 文化の振興等に関する施策の推進に当たっては、本県の自然、歴史及び風土に培われてきた多様で特色ある文化が、県民共通の財産であるという認識の下に、その保護及び発展が図られなければならない。

6 文化の振興等に関する施策の推進に当たっては、本県の文化が広く国内外へ発信されるとともに、文化を通じた地域間の交流が図られなければならない。

7 文化の振興等に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等（以下「こどもたち」という。）に対する文化に関する教育の重要性が考慮されるとともに、教育機関、文化活動を行う団体（以下「文化団体」という。）、家庭及び地域における活動の連携が図られるよう配慮されなければならない。

8 文化の振興等に関する施策の推進に当たっては、県民の意見が広く反映されるよう配慮されなければならない。

9 文化の振興等に関する施策の推進に当たっては、文化により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（県の責務）

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化の振興等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定による文化の振興等に関する施策の策定及び実施に当たっては、長期的かつ広域的な視点に立つとともに、広く県民の意見が反映されるように配慮しなければならない。

（県民の役割）

第4条 県民は、文化に対する関心及び理解を深めるとともに、自主的かつ主体的な文化活動を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（市町村等との連携）

第5条 県は、市町村が地域における文化の振興等に果たす役割の重要性に鑑み、文化の振興等に関する施策の実施に当たっては、市町村と連携を図るものとする。

2 県は、文化の振興等に関する施策の推進に当たっては、国、文化団体、大学その他の教育研究機関、事業者その他の関係者と連携を図るものとする。

（基本計画）

第6条 知事は、文化の振興等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術基本法（平成13年法律第148号。以下「法」という。）第7条の2第1項に規定する文化芸術の推進に関する計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、新潟県文化審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(新潟県文化審議会)

第7条 法第37条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、新潟県文化審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、基本計画その他の文化の振興等に関する重要事項を調査審議するほか、文化の振興等に関し必要な事項について、知事に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(財政上の措置)

第8条 県は、文化の振興等に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 文化の振興等に関する基本的施策

第1節 文化の振興

(芸術の振興)

第9条 県は、文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊その他の芸術の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(メディア芸術の振興)

第10条 県は、映画、漫画、アニメーション及びゲームその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(芸能の振興)

第11条 県は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援、これらの芸能に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(生活文化の振興及び国民娯楽の普及)

第12条 県は、生活文化（茶道、華道、書道、盆栽、衣食住に係る生活様式その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第2節 文化に親しむ環境づくり

(文化に対する関心及び理解)

第13条 県は、県民の文化に対する関心及び理解を深めるように、普及啓発その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(県民の鑑賞等の機会の充実)

第14条 県は、広く県民が自主的に文化を鑑賞し、及び創造し、並びに文化活動に参加する機会の充実を図るため、文化の公演、展示等の実施、支援、記録の保管並びに情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化施設の機能の充実等)

第15条 県は、文化会館、博物館、美術館、図書館その他の自らが設置する文化施設を文化活動の拠点とし、文化の鑑賞、創造、学び及び交流の場としての機能の充実を図るとともに、それぞれの文化施設の特色を生かした文化に関する教育及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(事業者による文化活動等の促進)

第16条 県は、事業者が事業又は社会貢献活動の一環として行う文化活動への参画又は支援の促進に努めるものとする。

第3節 文化を育む人づくり

(こどもたちの文化活動の促進)

第17条 県は、将来を担うこどもたちの豊かな感性及び創造性並びに郷土への誇りと愛着を育むため、こどもたちが多様な文化に触れる機会の提供、こどもたちが行う文化活動への支援、文化団体によるこどもたちに対する文化活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校教育における文化活動の充実)

第18条 県は、学校教育における文化活動の充実を図るため、文化に関する体験学習等の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化活動の充実)

第19条 県は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの者による文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化の担い手の育成及び確保)

第20条 県は、文化に関する創造的活動を行う者、文化の継承活動を行う者、文化財の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化活動の企画又は制作を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者、文化に関する研究を行う者、文化活動の指導を行う者その他の文化の担い手の育成及び確保を図るため、研修、発表機会の確保その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、前項に規定する文化の担い手が行う文化活動を支援するため、文化に関するボランティア活動の促進を図るよう努めるものとする。

(顕彰)

第21条 県は、文化活動で顕著な成果を収めた者及び文化の振興等に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

第4節 文化を活用した地域づくり

(文化を通じた地域の活性化)

第22条 県は、文化が地域の活性化に資するよう、地域住民が主体となって取り組む文化を通じたまちづくり等の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化を通じた産業の活性化)

第23条 県は、文化が観光その他の産業の活性化に資するよう、文化の振興等に関する施策と観光その他の関連分野における施策の連携が図られるよう努めるものとする。

(文化を通じた交流の推進及び情報発信)

第24条 県は、文化を通じた地域間の交流を推進するとともに、本県の文化に関する情報を積極的に国内外に向けて発信するよう努めるものとする。

第5節 新潟県の特色ある文化の継承及び発展等

(文化財等の保存及び活用)

第25条 県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、世界的な価値を有する本県の文化遺産を次の世代に確実に継承するため、その顕著な価値を守り、これらに関する情報を国内外に向けて発信するよう努めるものとする。

(伝統芸能等の継承及び発展)

第26条 県は、伝統芸能(雅楽、能楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能であって、地域に伝わるものをいう。)、民俗芸能(神楽、風流、民謡その他の地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)、伝統工芸(地域の伝統的な技術又は技法を用いる本県固有の工芸をいう。)の継承及び発展を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(特色ある文化の継承及び発展)

第27条 県は、本県の歴史と風土の中で、人々の生活とともに形成されてきた食文化、雪国文化、温泉文化、祭り、年中行事、風俗慣習、民話、和太鼓その他の本県の特色ある文化の継承及び発展を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。